四　水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定
五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
七　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
八　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
九　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
十　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
十二　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

第七条の三第一項中「（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条の四第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

（労働金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の労働金庫法施行令第四条の七及び第七条の二の二の規定の適用については、同令第四条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第七条の二の二中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

第十五条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の三条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第四条の二　法第四十一条の三十九第一項第二号及び第四号ニ、第四十一条の四十三並びに第四十一条の六十第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第四条の四各号に掲げる指定

（異議を述べた貸金業者の数の貸金業者の総数に占める割合）

第四条の三　法第四十一条の三十九第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第四条の四　法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

三　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定

四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の六第一項の規定による指定

五　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項の規定による指定

六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定

七　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定

九　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十　保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定による指定

十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十二　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定

十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

（貸金業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の貸金業法施行令第四条の二及び第四条の四の規定の適用については、同令第四条の二中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第四条の四中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十五条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第十一条の二第一項中「（法第二条の二において準用する金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十一条の三第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の二第十一項」に、「同条第三項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

第十五条を第十九条とし、第十四条を第十八条とし、第十三条を第十七条とし、第十二条の次に次の四条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第十三条　法第十二条の二第一項第二号及び第四号ニ並びに法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の六及び第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第十五条各号に掲げる指定